



JCM THE JOINT CREDITING
MECHANISM

二国間クレジット制度（JCM）の概要と最新動向

2026年2月

環境省 経済産業省 農林水産省 外務省

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）

※本資料の内容は予告なく変更されることがございます。

本資料に掲載された内容によって生じた損害等の一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
本資料の内容を利用する場合は、自己責任で行っていただくようお願いいたします。

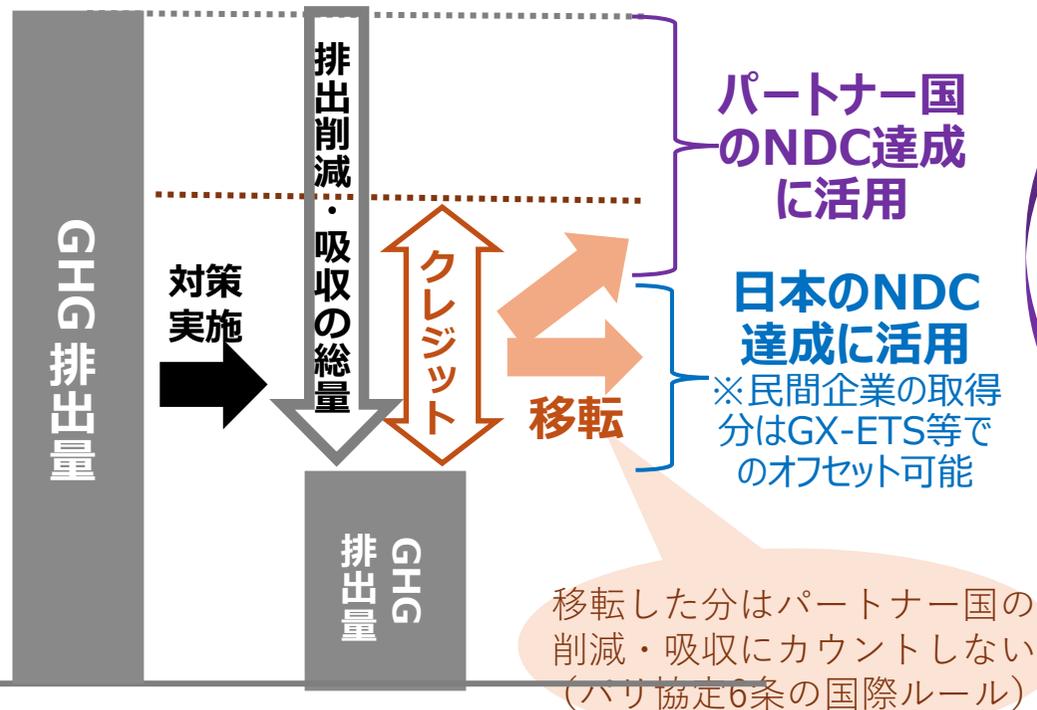
1. 二国間クレジット制度の基本概念と概況 <P 3 ~>
2. JCMとパリ協定第6条の関係 <P10~>
3. JCMにおけるクレジット発行までのプロセス・手続 <P12~>
4. JCMウェブサイト<P14~>
5. JCMクレジットの用途について <P16~>
6. JCM活用推進に関する基本政策 <P18~>
7. 温対法改正によるJCM法制化と指定実施機関の発足 <P20~>
8. 日本政府関係省庁によるJCMプロジェクト推進・支援政策 <P24~>

1. 二国間クレジット制度の基本概念と概況

二国間クレジット制度（JCM）の概要

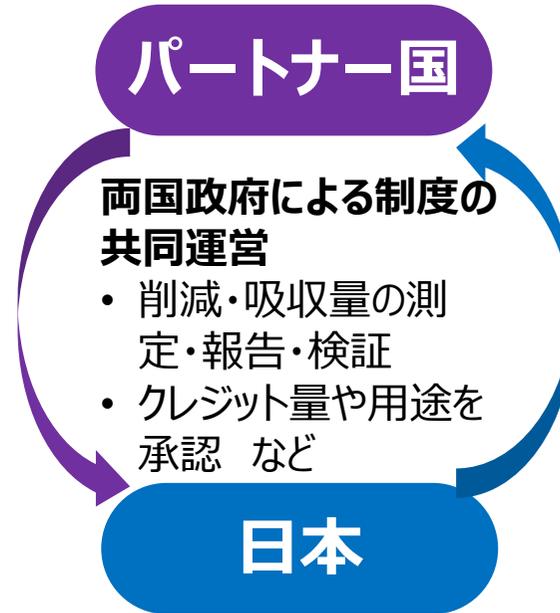
- JCMは、日本とパートナー国の中で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※¹削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。
- 日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込むことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な発展、さらに、質の高い炭素市場の構築にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※ 1 GHG : Greenhouse Gas

日本からの脱炭素投資



再エネ



省エネ



廃棄物



森林



農業※²



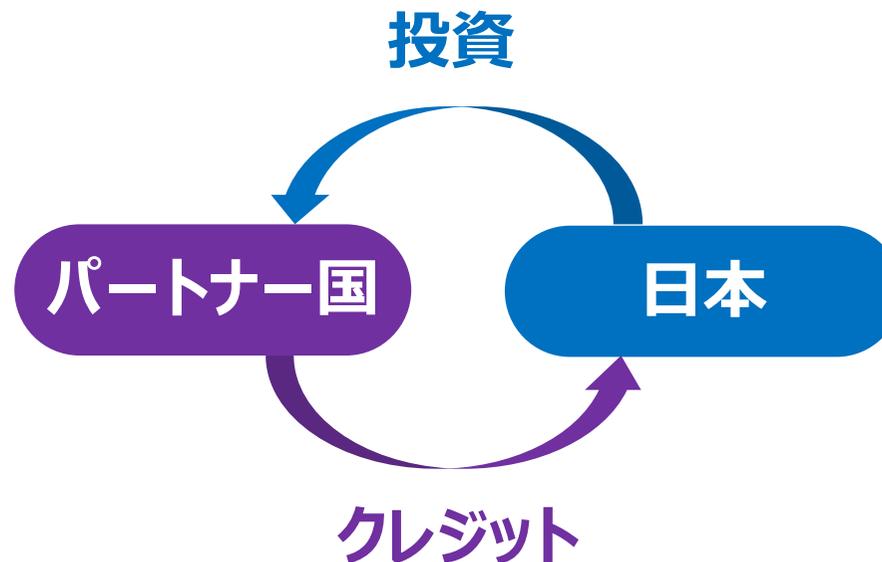
CCS※²

※ 2 個別PJは計画段階

- JCMは、クレジットをインセンティブとして脱炭素投資を呼び込む制度であり、多くの裨益がある。
 - パートナー国と日本の双方のNDC（GHG削減・吸収目標）達成への貢献やオフセット手法の確保
 - パートナー国における様々な脱炭素技術や製品の利用の初期負担の軽減
 - パートナー国と日本の双方の企業のビジネス・投資チャンスの拡大と経済の活性化
 - プロジェクトによるパートナー国の持続可能な発展（社会・経済・環境上の課題解決）への貢献

パートナー国への裨益

- 優れた技術や製品の利用の初期負担軽減
- NDC（GHG削減・吸収目標）への貢献
- クレジットの国内流通
- 新たなビジネスチャンスの開拓
- 大気汚染やインフラ整備等の社会・経済・環境上の課題解決



日本への裨益

- 海外における新たなビジネス・投資チャンス
- クレジットのNDC（GHG削減・吸収目標）への活用
- 排出量のオフセットに活用（売却することでの収益化も可能）

質の高い炭素市場の構築にも資する。

JCMパートナー国 (31か国)



【モンゴル】
2013年1月8日 (ウランバートル)



【バングラデシュ】
2013年3月19日 (ダッカ)



【エチオピア】
2013年5月27日 (アジスアベバ)



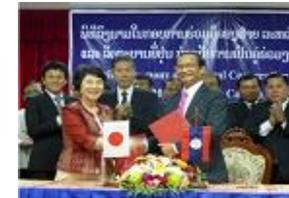
【ケニア】
2013年6月12日 (ナイロビ)



【モルディブ】
2013年6月29日 (沖縄)



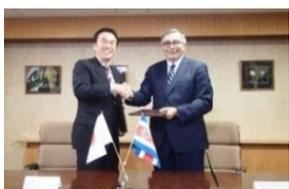
【ベトナム】
2013年7月2日 (ハノイ)
※写真は2021年10月
(JCM実施期間の延長署名式)



【ラオス】
2013年8月7日 (ビエンチャン)



【インドネシア】
2013年8月26日 (ジャカルタ)



【コスタリカ】
2013年12月9日 (東京)



【パラオ】
2014年1月13日 (ゲルムド)



【カンボジア】
2014年4月11日 (プノンペン)



【メキシコ】
2014年7月25日 (メキシコシティ)



【サウジアラビア】
2015年5月13日



【チリ】
2015年5月26日 (サンティアゴ)



【ミャンマー】
2015年9月16日 (ネピドー)



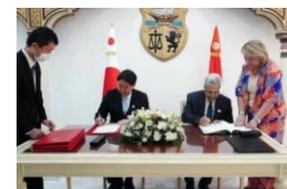
【タイ】
2015年11月19日 (東京)



【フィリピン】
2017年1月12日 (マニラ)



【セネガル】
2022年8月25日 (ダカール)



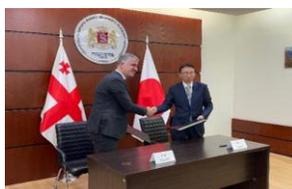
【チュニジア】
2022年8月26日 (チュニス)



【アゼルバイジャン】
2022年9月5日 (バクー)



【モルドバ】
2022年9月6日 (キシナウ)



【ジョージア】
2022年9月13日 (トビリシ)



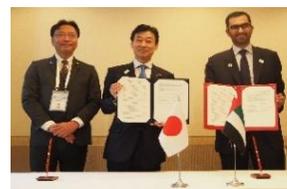
【スリランカ】
2022年10月10日 (コロンボ)



【ウズベキスタン】
2022年10月25日 (タシケント)



【バブアニューギニア】
2022年11月18日 (ジャルム・イル・シエ)



【アラブ首長国連邦】
2023年4月16日 (札幌)



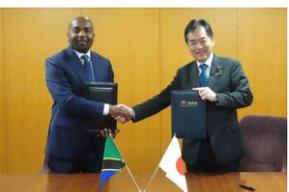
【キルギス】
2023年7月6日 (ビシュケク)



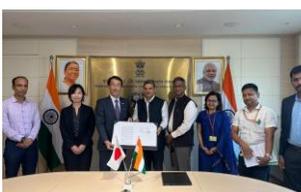
【カザフスタン】
2023年10月30日 (アスタナ)



【ウクライナ】
2024年2月19日 (東京)

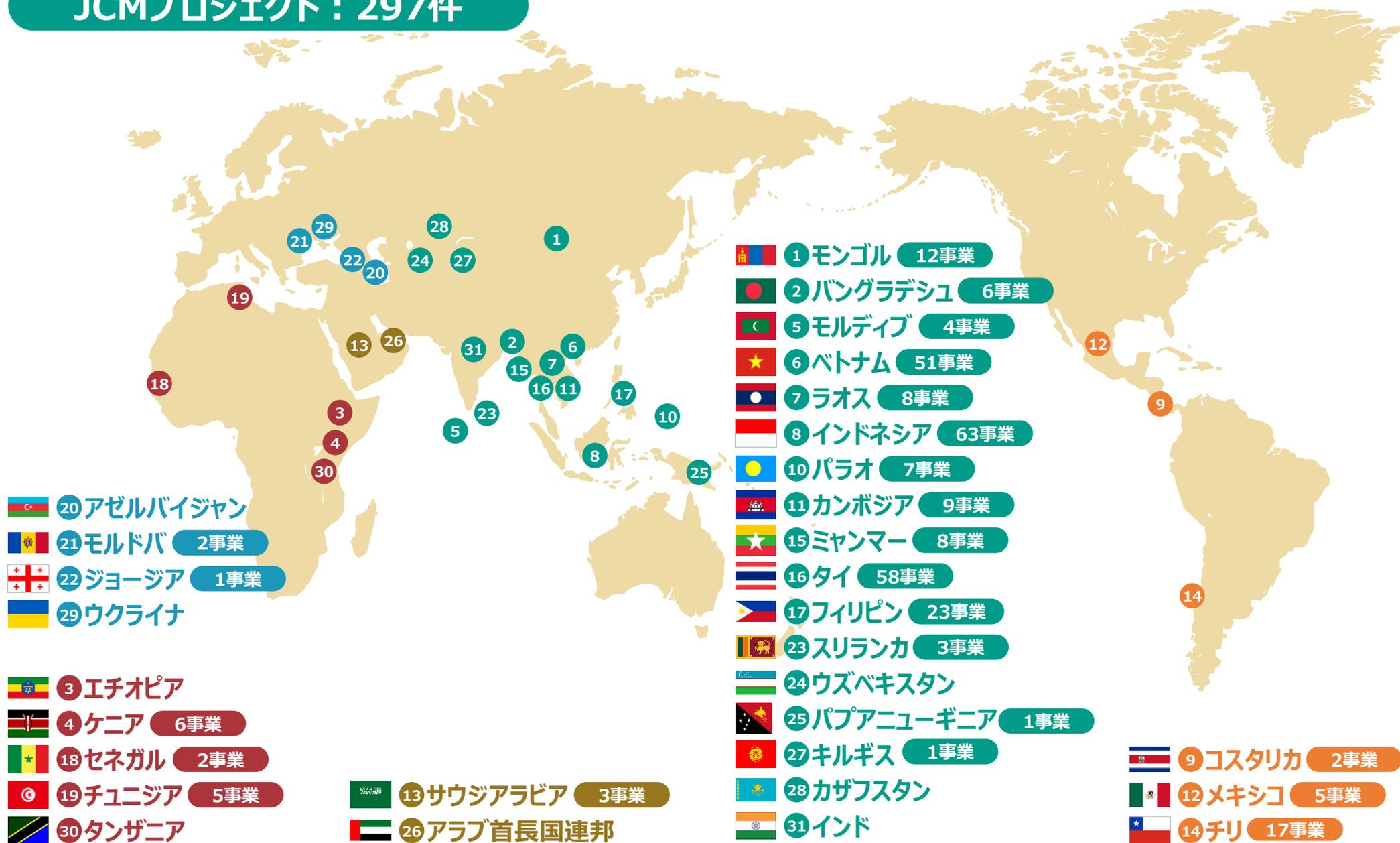


【タンザニア】
2025年5月28日 (東京)



【インド】
2025年8月7日 (ニューデリー)

JCMプロジェクト：297件



※番号は署名順

※環境省・経済産業省支援事業及び民間JCM案件を加えた全案件数

JCMを活用して実施中の既存プロジェクトの例

省エネルギー



ボイラー・冷凍機・太陽光発電
(タイ) 関西電力



熱媒ヒーター (インドネシア)
フマキラー



チラー・調光型 LED (ベトナム)
東急



貫流ボイラー (インドネシア)
DIC



チラー・空調機・太陽光発電
(インドネシア) 裕幸計装



調光調色型 LED 照明
(ベトナム) 遠藤照明



ガスコージェネレーション・冷凍機
(タイ) 関西電力

再生可能エネルギー



もみ殻発電 (チリ) アジアゲート
トウェイ



小水力発電 (インドネシア)
NiX JAPAN



バイナリー地熱発電 (フィリピン)
三菱重工業



太陽光発電 (タイ) 自然電力

森林



REDD+ (ラオス、カンボジア)

廃棄物



メタンガス回収発電 (メキシコ)
NTT データ経営研究所



廃棄物発電 (ベトナム) JFE
エンジニアリング

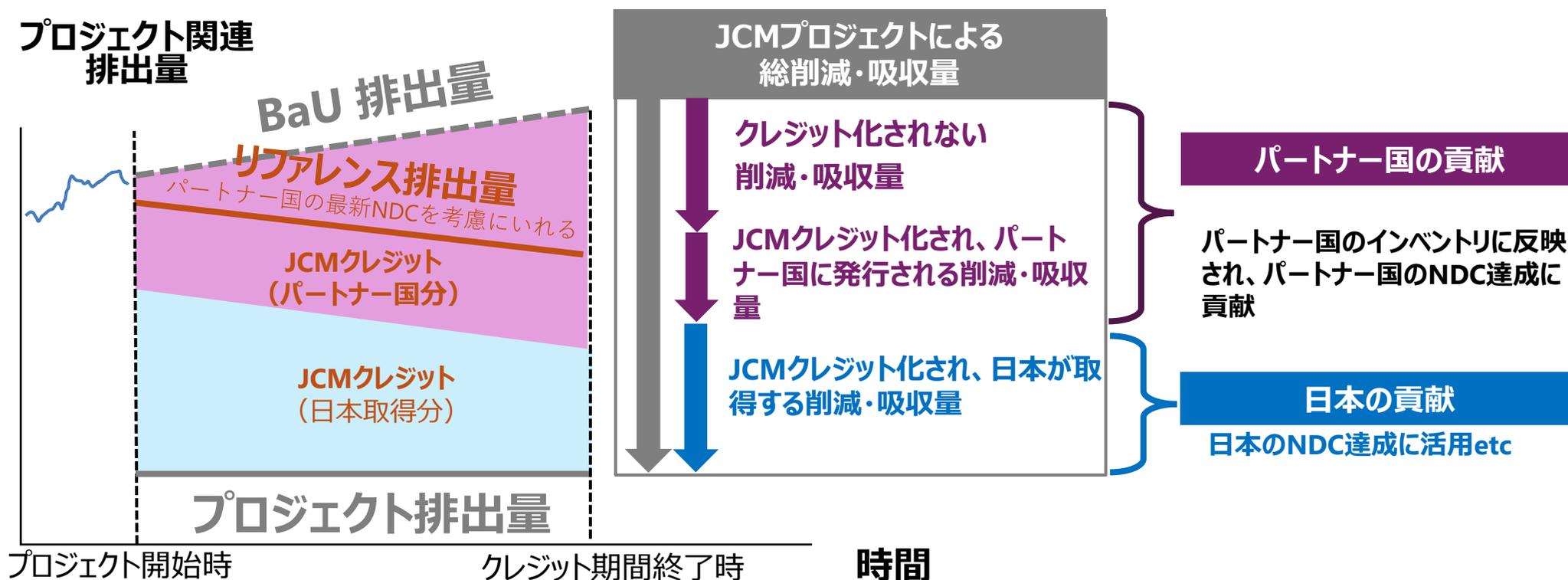
交通



公共バスCNG 混燃設備
(インドネシア) 北酸

JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジットについて

1. 全体の削減効果のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットとして発行される。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮にしつつ設定される。
2. JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
3. 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



- JCMの適用にあたっては、当該事業がJCMを利用する付加価値があることが必要であり、
 - ① 事業性を確保するためにクレジットによるインセンティブ（例：クレジット収入以外に事業収益が見込めない事業であるか、事業収益が見込めたとしてもクレジット収入がなければ投資回収年数が長期化する、あるいは内部収益率（IRR）が低く、事業の実施が困難であること等）が必要であること。ただし、一律的なIRRや投資回収年数などの数値基準は設けない。
 - ② パートナー国のNDCへの貢献という観点から、事業・技術難易度や導入量・スピードなどで特に優れている点があること。
 - ③ パートナー国内での波及・横展開のポテンシャル有無及び程度（地元企業の参画、キャパシティや技術の習得による地域産業への裨益を含む）。

といった点について説明が代表事業者等からなされること。その上で、分野別のガイドラインや方法論等に沿っていることを前提として、国際的に説明可能かなどを考慮して、関係省庁・政府機関がJCMの適用可否を総合的に判断する。

2. 排出削減・吸収を行う機器の調達を開始する日又は排出削減・吸収を行う設備の建設を開始する日のどちらか早い日より前に、日本政府を通じて相手国政府に事業概要（PIN：Project Idea Note）を提出していること。ただし、既に調達や建設を開始している事業であっても、その後の事情変更を受けて（例：事業環境等の変化により事業の継続に支障が生じる場合）、1に示したクレジットによるインセンティブの必要性や付加価値が認められる状況になったことを、事業者が合理的に説明できる案件、及びJCM申請につながる設備や機器に対する公的資金支援によって実施している事業については、この限りではない。

3. 上記2に関しては、排出削減・吸収を行う機器の調達を伴わない事業（例えば森林分野・農業分野・土地利用分野など）についてはこの限りではない。森林分野に関しては、パートナー国との間で森林分野のJCMガイドラインが承認される以前に開始された森林分野の活動であっても、ガイドラインで定めた規定を満たしていればJCMの適用対象となる場合がある。

4. PINにおいて、排出削減・吸収に対する日本企業又は日本政府の役割が明確に説明されていること及び日本の資金貢献が定量化されていること。

なお、ある提案事業がJCMとして認められるためにはパートナー国政府との一致が必要であり、上記で示した基準を満たせばすべての事業がJCMとして認められることを保証するものではない。

2. JCMとパリ協定第6条の関係

- 日本への削減吸収効果の移転は、パリ協定6条に沿って行う。（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減吸収に計上しない）。

① リファレンス排出量の設定により、JCMクレジットの量を保守的に算定

- ・ 環境十全性を十分に考慮した活動実施を目指すJCMでは、対策がなされなかった成り行き排出シナリオ（BaU排出量）を十分に下回る排出レベル（リファレンス排出量と呼ぶ）と比較する方法で、クレジット量を保守的に算定。

② プロジェクトによる持続可能な開発目標への貢献を評価

- ・ JCMプロジェクトの実施を通じ、持続可能な開発に貢献しているかどうかを評価するためにガイドラインを導入。
- ・ プロジェクト参加者に対し、プロジェクトの計画段階及び実施段階で、指定の様式にその影響について記入することを求める。

③ クレジット量及びその移転・使用目的を、両国政府が承認

- ・ パリ協定第6条第3項の規定に基づき、クレジットの日本への移転量（日本への移転により、ITMOs※¹になる）や使用目的、対象期間等を、両国政府が承認する。

※ 1 : International Transferred Mitigation Outcomes,パリ協定 6 条で規定されている「国際的に移転される緩和成果」のこと。

※ 2 : 手続きの詳細は、パートナー国と検討調整中。

④ 第6条に基づく各種報告を着実に実施（初期報告、年次情報、定期情報等）

- ・ JCMに関する情報（ルール・ガイドライン・登録簿等の整備状況、環境十全性への対応）やJCMクレジットのNDCへの活用に関する定量情報について、初期報告・年次情報・定期情報を通じて国連に報告し、レビューを受け、公開される。

⑤ 日本に移転したJCMクレジット量はパートナー国の削減吸収に計上しない（相当調整）

（2021年以降に効果が発生したJCMクレジットが対象）

- ・ 我が国のGHG総排出量の値から、NDC期間（2021年1月1日～2030年12月31日まで）に実現した排出削減・吸収に対して発行され、両国政府からの承認を受けて日本に移転され、かつ日本国JCM登録簿の無効化口座に移転されたJCMクレジットの総量を、10で割って年平均にした値を差し引く。二重計上を防ぐため、同じ量を、パートナー国のGHG総排出量の値に上乗せする。

3. JCMにおけるクレジット発行までのプロセス・手続

JCMのプロジェクトサイクル

プロジェクト参加者

合同委員会

プロジェクト参加者／各国政府
又は合同委員会により開発可能

合同委員会

プロジェクト参加者

第三者機関 (TPEs)

合同委員会

プロジェクト参加者

第三者機関 (TPEs)

合同委員会が発行量を決定
各国政府がクレジットを発行

PINの提出

異議の有無の確認

提案方法論の提出

提案された方法論の承認

PDDの作成

妥当性確認

登録

モニタリング

検証

クレジット発行

<用語解説>

- **PIN(Project Idea Note)**:プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料。
- **PDD (Project Design Document)** :排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となる。

<注>

最初の2つの手順「PINの提出」・「異議の有無の決定」については各パートナー国と調整中のものであり、これらを含む各パートナー国と採択したJCMルール・ガイドライン類の最新情報については、JCMホームページの各パートナー国のページにてご確認ください。

同じTPEにより実施可能
同時実施可能

4. JCMウェブサイト

URL: <https://www.jcm.go.jp/>

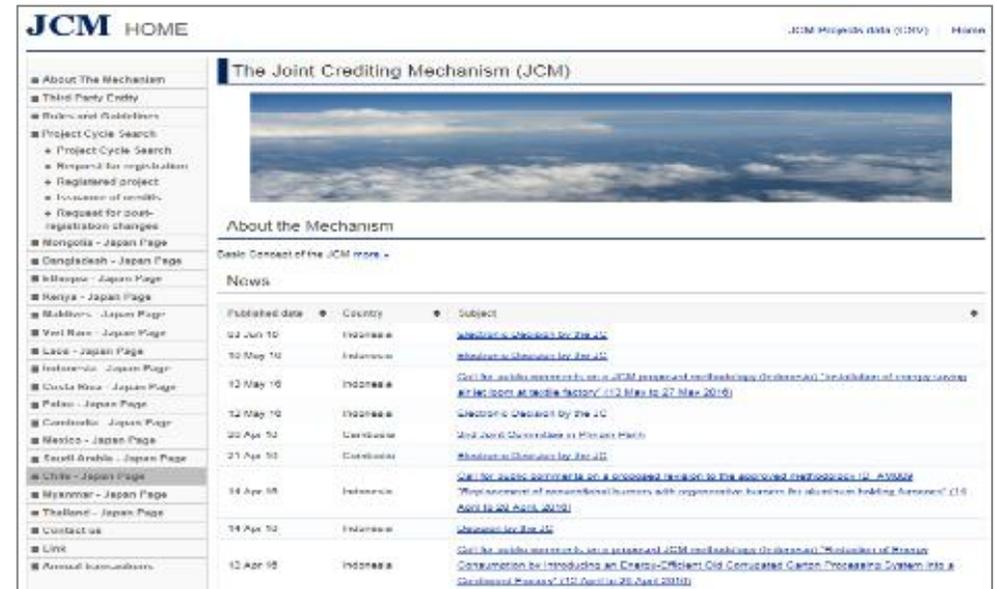
内容

- 一般情報ページ
- 各パートナー国とのページ

機能

- 例えば下記の事項に関する情報公開
 - JCによる決定
 - ルール・ガイドライン類
 - 方法論、プロジェクト
 - JCMクレジット発行
 - パブリックインプット／コメントの募集
 - TPEの状況、等
- 合同委員会メンバーによる内部の情報共有。
例えば、
 - 電子決定のためのファイルの共有

▼一般情報ページのイメージ



▼各パートナー国とのページのイメージ



5. JCMクレジットの用途について

民間企業が獲得したJCMクレジットの用途

- 企業が獲得したJCMクレジットは、自社の排出量を相殺するために活用が可能。
 - 義務的排出量取引制度（GX-ETS）における排出削減義務履行にあたっての活用
 - 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）

GX-ETS

排出規模が直接排出で年10万tを超える企業は、2026年度に開始する排出量取引制度（GX-ETS）において、排出削減義務が課せられる。排出実績量の算定にあたり、JCMクレジットの無効化した量を算入することを認める方針。

排出実績量
(保有義務量)

=

エネルギー起源CO2

燃料の利用に係るCO2排出

+

非エネルギー起源CO2

工業プロセスにおける化学反応等に由来するCO2排出

-

クレジット無効化量

J-クレジット・JCMクレジットの無効化量
(他者への移転量については加算)

温対法・算定 報告公表制度

SHK制度においては、排出量が年3,000トンを超える事業者に対して排出量の算定報告を義務付けており、JCMクレジットの無効化した量を控除（オフセット）する等によって調整することを認めている。

6. JCM活用推進に関する基本政策

- 日本は、JCMの活用により、**2030年度までに1億トン、2040年度までに2億トン**の累積の排出削減・吸収量の実現を目指す。

【参考】改定地球温暖化対策計画 2025年2月18日閣議決定

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標 第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

3. 二国間クレジット制度 (JCM)

グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

このような取組を通じ、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。**

Japan's Nationally Determined Contribution (NDC) 18th February 2025

(g) The intention to use voluntary cooperation under Article 6 of the Paris Agreement

Japan will establish and implement the Joint Crediting Mechanism (JCM) in order to quantitatively evaluate the contributions of Japan to greenhouse gas emission reductions and removals which are achieved through the diffusion of, among others, decarbonizing technologies, products, systems, services, and infrastructures as well as through the implementation of measures in global south countries and others, and to use such contributions to achieve Japan's NDC. With these efforts, through public-private collaborations, Japan aims to secure accumulated emission reductions and removals at the level of approximately 100 million t-CO₂ by FY 2030 and approximately 200 million t-CO₂ by FY 2040. Japan will appropriately count the acquired credits to achieve its NDC.

7. 地球温暖化対策推進法改正によるJCM法制化と 指定実施機関の発足

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）全体概要

（2026年1月1日時点）



- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、JCMのプロジェクト登録からクレジット発行までの制度運営やパートナー国との調整等の事務を担う指定実施機関として、（公財）地球環境センターが指定された。
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、クレジット発行までの事務をワンストップ化することで、JCM制度活用の効率化・迅速化を図る。

■ 名称：日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称は、「JCM Agency（JCMA）」

■ 運営：（公財）地球環境センター（東京都文京区本郷3-22-5 住友不動産本郷ビル7階）

■ 役員： 統括責任者 木村祐二、 事務局長 水野勇史

■ 体制： 制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、総務グループ 計52名

■ 主務大臣：環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣

■ 主な活動内容

- (1) JCMの制度運営（パートナー国との調整含む）
- (2) 国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運営
- (3) JCMプロジェクトの手續支援及び管理プラットフォームの運営
- (4) 情報発信ウェブサイトの管理
- (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

- JCMAは、JCMの各プロセスに沿って、以下のような活動を行う。またJCM全般の促進や支援も行う。



(5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

- 事業者からの相談への対応
- 国内シンポジウムや国際会議での情報発信

(1) JCMの制度運営・各種手続を遂行

- JCM合同委員会の事務局として各種手続(第三者機関(TPE)の認定、方法論承認、プロジェクト登録、クレジット発行)
- JCMのルール・ガイドラインの新規作成・改定案作成
- パートナー国の権限ある当局との調整及び合同委員会の運営
- 日本政府と新規パートナー国候補とのJCM構築の協議のサポート

(2) JCM登録簿の運営

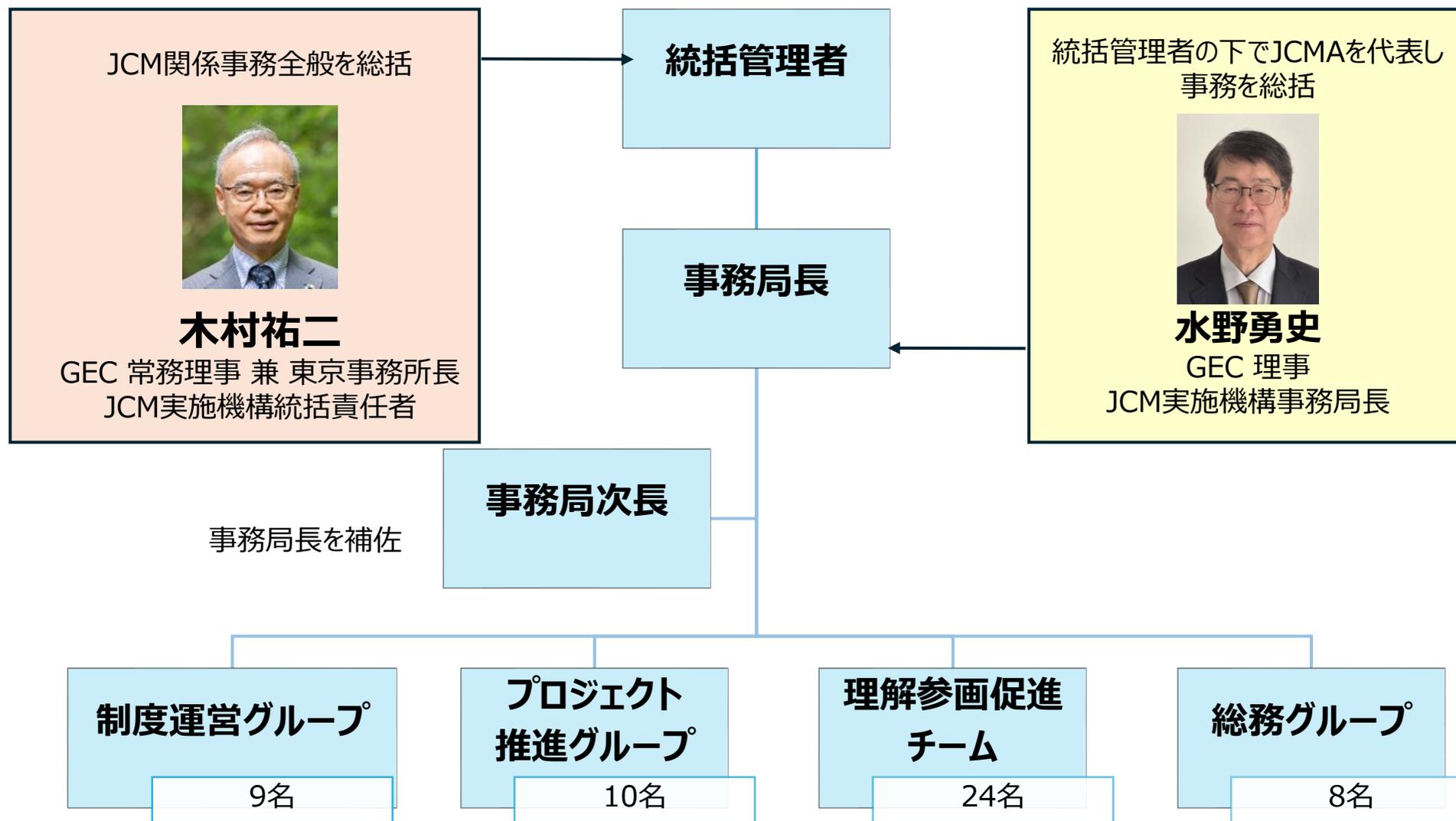
- 口座の開設、クレジットの振替、記録事項証明書の発行、情報の開示等

(3) JCMプロジェクト手続支援・管理プラットフォーム運営

- プロジェクト概要書(PIN)の作成、方法論開発、プロジェクト登録、クレジット発行の支援
- JCMクレジット発行に向け各プロジェクトの進捗状況を管理するプラットフォームの運営

(4) 情報発信ウェブサイトの管理

- JCMの公式ウェブサイトや登録簿関連情報、日本政府等によるJCMに関する最新情報を発信するウェブサイトを管理・運用



活動内容(1)(2)(4)
 JCMの制度運営・各種手続
 を遂行（パートナー国の権限
 ある当局との調整含む）、
 JCM登録簿の運営、情報発
 信ウェブサイトの管理

活動内容(3)
 JCMプロジェクトの手続
 支援及び管理プラット
 フォームの運営

活動内容(5)
 案件組成のための相
 談対応及び広報活
 動

活動内容(2)(4)
 JCM登録簿、情報発信ウエ
 ブサイトのIT事務

8. 日本政府関係省庁によるJCMプロジェクト推進・支援政策

日本政府による財政面・技術面等の支援措置 (2025年度政府予算案)

【環境省】

1. 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業
2. アジア開発銀行（ADB）への拠出金：JCM日本基金（JFJCM）
※国際メタン等排出削減等拠出金も含む
3. 国連工業開発機関（UNIDO）への拠出金
※国際メタン等排出削減等拠出金も含む
4. 二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型JCM創出事業
5. 案件開発／キャパビル／測定・報告・検証（MRV）の支援

【経済産業省】

6. 二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業のJCM実現可能性調査（FS）
7. 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業
8. 方法論開発事業（有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査）
9. 定量化支援事業（JCMクレジット化支援・MRV適用調査）

【農林水産省】

10. 農業分野におけるMRV構築のためのアジア開発銀行（ADB）への拠出金

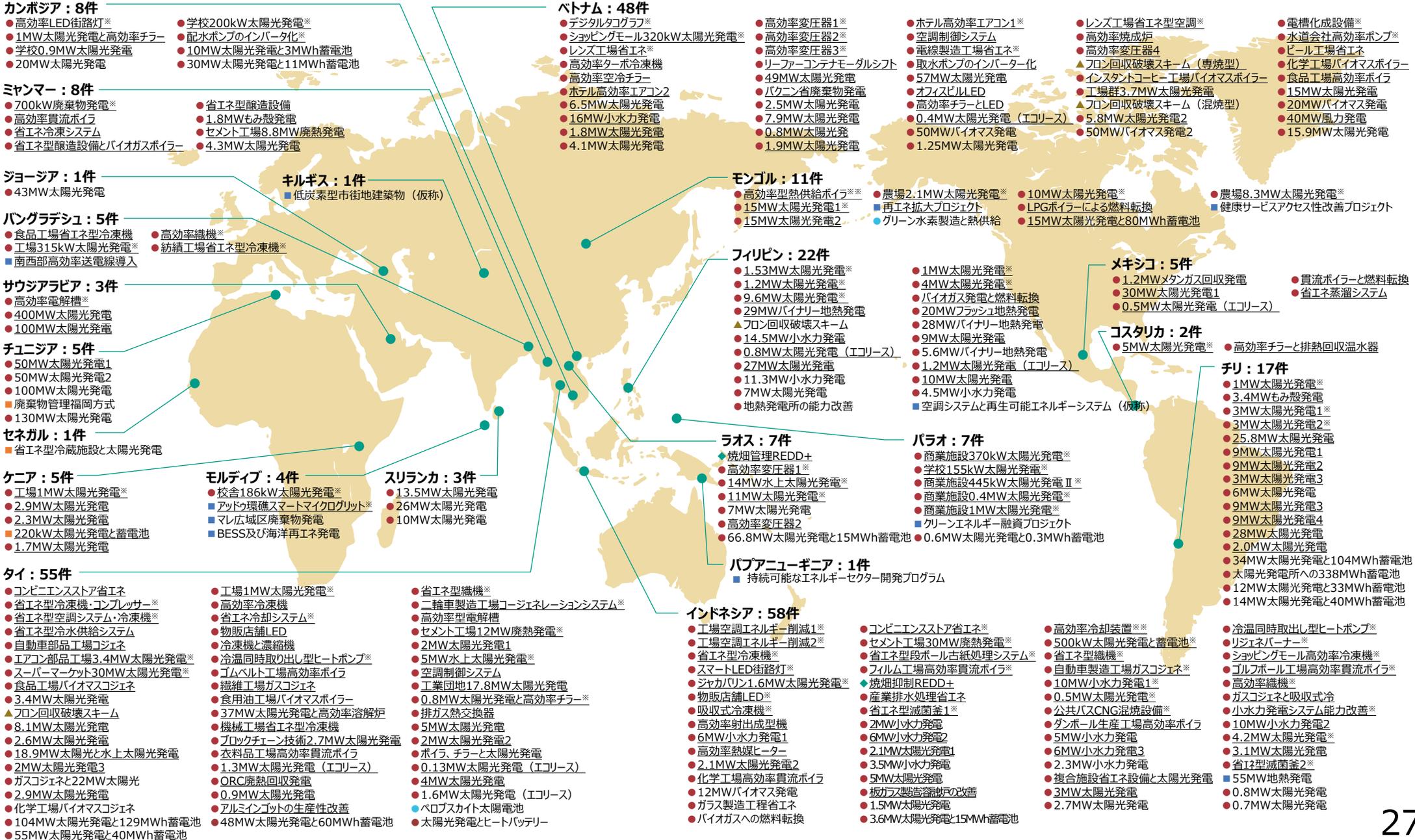
環境省JCM資金支援事業 案件一覧 (2013~2025年度)

2026年2月20日時点



パートナー国合計：
277件採択 (20/31か国)

● **設備補助**：255件 (エコリース7件含む) ▲ **F-gas**：4件 ■ **ADB**11件 ■ **UNIDO**：3件 ● **新技術**：2件 ◆ **REDD+**：2件
 運転開始 (下線の案件)：219件 JCMプロジェクト登録 (※の案件)：85件



1. 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業 THE JOINT CREDITING MECHANISM

令和7年度予算：令和7年度から開始する事業に対して、3か年で**114億円**を想定



※事業実施国の類似技術の導入実績により50～20%を上限

初期投資費用を補助

クレジットの発行後、日本政府に納入

環境省

国際コンソーシアム※

(日本の民間企業等と現地企業等から構成)

JICAや政府系金融機関が支援するプロジェクトと連携した事業を含む



※この組織の代表者となる日本法人を補助金の交付対象者とし、代表事業者と呼ぶ。これ以外の事業者を共同事業者と呼び、共同事業者には、民間事業者、国営会社、地方自治体および特別目的会社（SPC）等が該当。

補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器の導入（工事費、設備費、事務費等含む）

事業実施期間

最大3年間（補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、3年以内に完工すること。）

補助対象要件、審査項目、責務等

- 費用対効果及び投資回収年数を審査項目として確認。
- 一部の技術・国を除き原則として費用対効果4千円/tCO₂
- 投資回収年数については、3年以上を目安。
- 代表事業者は、導入する設備の購入・設置・試運転までを行い、GHG排出削減量のMRV（測定・報告・検証）を実施。

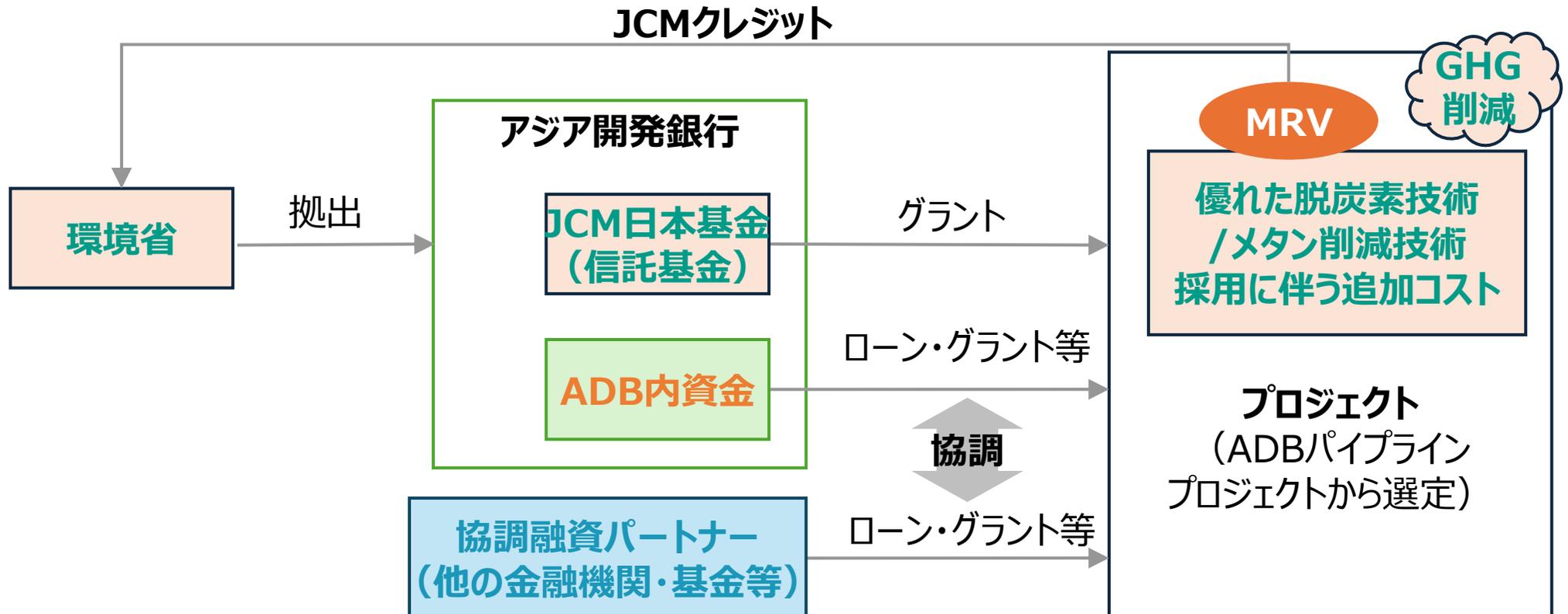
2. アジア開発銀行（ADB）への拠出金 ：JCM日本基金（JFJCM）

令和7年度予算：2億円

予算 2014年からの累計166億円（脱炭素技術：6億、福岡方式等：2億）（2024年度時点）

概要 アジア開発銀行（ADB）のプロジェクトで、導入コスト高から採用が進んでいない優れた脱炭素技術 / メタン排出削減技術が採用されるように、ADBの信託基金に拠出した資金で、その追加コストを軽減する。

目的 ADBの開発支援による持続可能な脱炭素社会への移行を後押しするとともに、JCMクレジットの獲得を目指す。



3. 国連工業開発機関（UNIDO）への拠出金

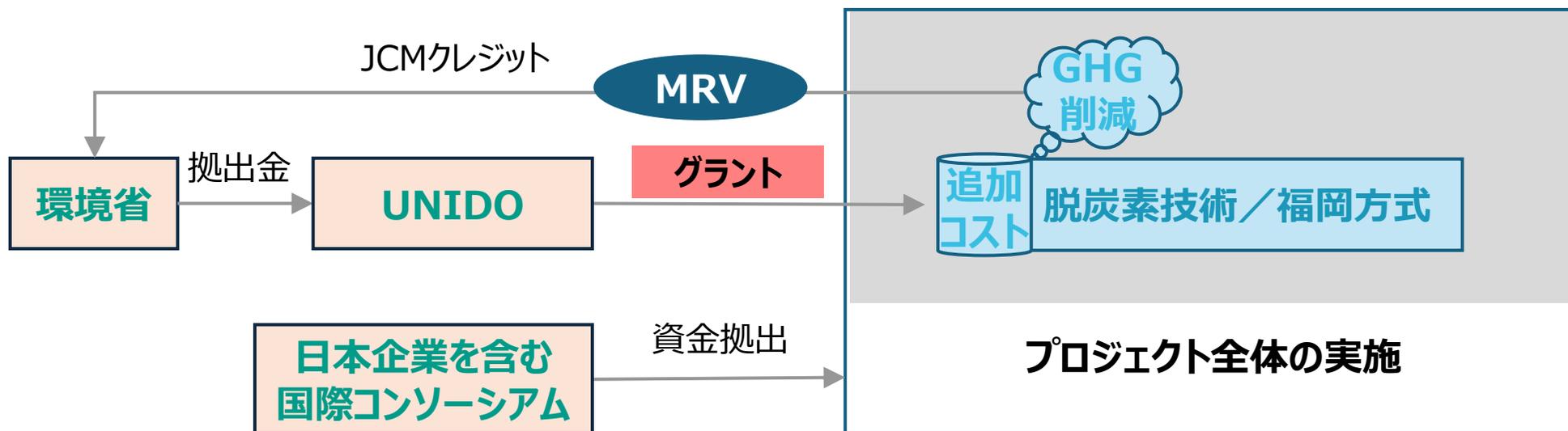
令和7年度予算：1億円

- 予算**
 - 累計9億円（脱炭素技術：7億、福岡方式等：2億）（2025年度時点）
- 目的**
 - JCMプロジェクトの少ない**アフリカのパートナー国(ケニア、エチオピア、チュニジア、セネガル、タンザニア(2025年8月現在))**を対象に、現地ネットワーク等を持つUNIDOを通じて案件早期形成を促進
- 概要**
 - 日本企業を含む国際コンソーシアムに対して、アフリカにおける脱炭素技術及び廃棄物処理に福岡方式を活用するJCMプロジェクトの実施に伴う追加コストをUNIDOのGrantを通じて軽減

対象プロジェクト	脱炭素技術（再エネ設備、省エネ設備等）の導入支援*	廃棄物処分場への福岡方式（準好気性埋立構造）の導入によるメタン排出削減支援*
Grant額（一件当たり上限）	USD 1,500,000	USD 500,000
Grantによる対象経費補助率	最大75%	最大75%
GHG削減量モニタリング期間	最低5年	最低10年
費用対効果（モニタリング期間を踏まえたCO2削減量当たりGrant額）	USD30 / tCO-2（原則）	USD60 / tCO-2（原則）

特徴
(2025年公募)

* 完工後のJCMプロセスにおけるMRVはUNIDOの資金支援の対象外だが、環境省MRV支援事業による支援が可能



4. シナジー型JCM創出事業

令和7年度予算：1.4億円

1. 背景・目的

JCMパートナー国における相乗的アプローチによるシナジー型JCMの創出により脱炭素社会を実現する。

2. 対象技術

- 脱炭素だけではなく、大気汚染、フロン対策等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す。
- 事業の実現に向けて、JCMパートナー国において技術実証を実施し、シナジー型JCMプロジェクトを実現し、また、得られたシナジー型プロジェクトの知見をJCM全体の進め方の改善に活用する。

3. 支援対象範囲

- 実証に要する人件費、設備費等
- 資金調達、許認可のための調査費等

4. 補助率

中小企業法での中小企業者は2/3
それ以外は1/2

5. 事業の特徴

- 大気汚染やフロン対策等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。脱炭素社会への道筋をつけることで気候変動と環境問題等の同時解決を目指すシナジー型のアプローチの追及を目指すものである。
- また、実証された技術を用いたプロジェクトの実施を促進し、実証期間の終了後、数年以内に、JCM設備補助事業を活用した事業化につなげることを目指す。

相乗的アプローチによるシナジー型 JCM案件の創出のイメージ



5. 環境省による案件開発／キャパビル／MRVの支援



情報発信・能力構築・ 制度運営

- ウェブサイト、セミナー等
- パリ協定6条/ETFに関する情報発信、各国のキャパシティビルディング
- JCM事務局運営（JC開催、PIN・提案方法論・PDD確認等）



プロジェクト形成 ／マッチング支援

- JCMグローバルマッチ
- 案件相談
- 都市間連携事業
- JCM実現可能性調査



プロジェクト支援

- JCM設備補助事業
- ADBへの拠出（JCM日本基金（JFJCM））
- UNIDOへの拠出
- 実証事業等



MRV支援、登録簿整備

- MRV支援（方法論構築、PDD作成、TPEによる妥当性確認、検証等）
- 登録簿構築、運用

6~7. 経済産業省によるプロジェクト支援

- 経済産業省では、パートナー国の脱炭素化に資する技術のうち、特に先進的な技術を技術実証としてサポートする。
- プロジェクト費用のうち日本側負担分は、原則として、日本政府（METI/NEDO）が100%を負担する。

過去の経済産業省プロジェクトの例



石油精製プラントの運転制御最適化（横河電機）



携帯電話基地局へのトライブリッド技術導入（KDDI）

※6カ国にて11件採択済み（2025年4月時点）

実現可能性調査（FS） （経済産業省）



目的

- ・実証事業の開始に向けた基礎検討（導入技術、対象サイト、事業関係者等）
- ・GHG排出削減量定量化のためのJCM方法論の基礎の作成
- ・相手国における導入技術の普及可能性の検討
- ・委託費用上限：1500万円/件

実施期間 1年間以内

対象技術の例：

IoTによる省エネ、EMS、CCS/CCUS、再エネ、水素・アンモニア等

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（NEDO*）



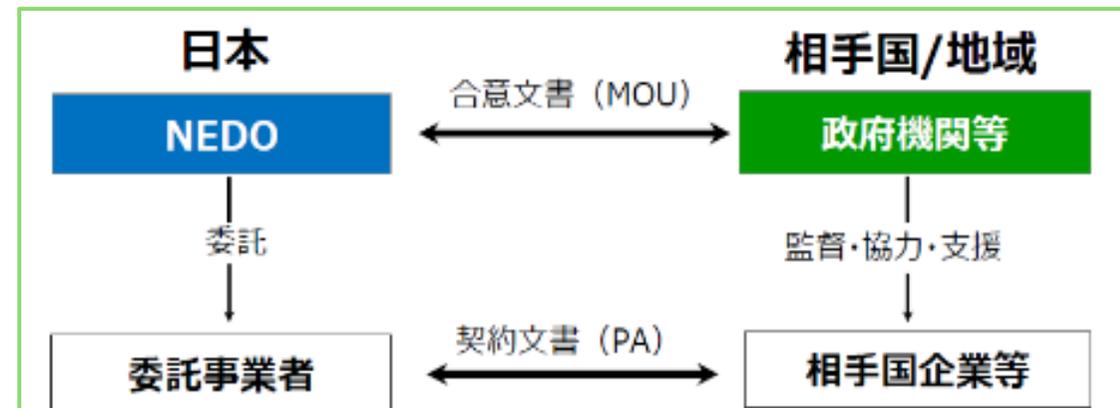
目的：相手国において先進的な脱炭素技術の導入及び実証を行い、その有効性を検証する。

- ・実証設備・システムの導入及び実証運転の実施
- ・GHG排出削減効果の定量化
- ・JCMクレジット発行に向けたJCM手続き
- ・2025年度事業予算：12億円

実施期間 実証設計：原則1年以内

実証：原則3年以内

定量化フォローアップ事業：原則2年以内



* NEDO = 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

6. 二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業のJCM実現可能性調査（FS）

- JCM事業の開始に向けた基礎検討（導入技術、対象サイト、事業関係者等）、GHG排出削減量定量化のためのJCM方法論の基礎の作成、相手国における導入技術の普及可能性の検討を行う。
- NEDO実証事業や、民間資金を活用したJCMプロジェクト化の実現に繋げる

- 調査項目：途上国等において優れた脱炭素技術・製品を導入するプロジェクトの①事業計画の検討、②事業化・普及に向けた課題と対応策の検討、③JCM方法論の検討と排出削減見込量の試算等を行い、**NEDO実証・民間資金活用を通じたJCMプロジェクト化**を検討。
- 調査対象国・地域：現在のJCMパートナー国に加え、今後JCMの署名が見込まれる新規国
 - ・現在のJCMパートナー国（29カ国）
 - ・新規国となりうる地域（注：パートナー国となることは予断しない）：アフリカ、南西アジア、東南アジア、南米
- 対象案件：エネルギー起源CO₂の排出削減を行うとともに、実現したGHG排出削減量のJCMクレジット化に資するもの。GHG 排出削減量を定量的に評価でき、可能な限り大規模なGHG排出削減に貢献するものを想定。FS終了後、NEDO実証か民間JCMを出口とする案件を優先的に採択



<公募期間>（令和6年度実績）

- ：（一次公募）令和6年 4月22日～ 5月24日（終了）
- （二次公募）令和6年 7月22日～ 8月23日（終了）
- （三次公募）令和6年10月21日～11月 1日（終了）
- （令和7年度）
- ：（一次公募）令和7年4月下旬～5月下旬（予定）

経済産業省が実施する実現可能性調査及び 実証前調査（2024年度採択）

ジョージア

- ジョージアにおける廃棄物由来燃料の利用に関するJCM実現可能性調査（株式会社クリーンシステム）

モルドバ

- ★エタノール醸造工場における廃棄物エネルギー利用のためのメタン発酵システム実証事業（株式会社SDGインパクトジャパン）

UAE、サウジアラビア等

- ※製油所設備の統合的設備管理による省エネ化に係る方法論開発（日本エヌ・ユー・エス株式会社）

タイ

- タイにおけるバイオチャー製造・利用に関するJCM実現可能性調査（一般財団法人カーボンフロンティア機構）

ベトナム

- ★余剰再エネ電力を活用したグリーン水素製造およびソリューション提供のためのシステム実証事業（株式会社大林組）
- ※ベトナム国ベカメックス工業団地におけるグリーン水素の活用によるエネルギーマネジメントの方法論開発に向けた調査（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所）

カザフスタン

- カザフスタン共和国における大型風力発電の導入に関するJCM実現可能性調査（三井物産株式会社）

ウズベキスタン:

- ウズベキスタンにおける大型風力発電事業導入に関するJCM実現可能性調査（双日株式会社）

パプアニューギニア

- パプアニューギニアにおけるハイブリッド太陽光発電システムの導入に関するJCM実現可能性調査（サステナブルホールディングス株式会社）

インド

- インド国における牛糞由来のメタンガスを使用した分散型発電システムの導入及び普及事業に係るJCM 実現可能性調査（ファイン・エコソリューション株式会社）
- インドにおける石油化学産業への大規模Waste to Steam導入と都市廃棄物の広域輸送システムに関するJCM実現可能性調査（株式会社エックス都市研究所）
- インドにおける「第二世代バイオエタノール製造技術」導入に関するJCM実現可能性調査（日鉄エンジニアリング株式会社）
- インドにおけるCompressed Bio Gas 技術に関するJCM実現可能性調査（Mitsubishi Corporation India Pvt. Ltd.）
- ※余剰再エネを活用した水素製造・利用（株式会社三菱総合研究所）

コスタリカ

- コスタリカにおける貨物鉄道への蓄電池機関車導入に関するJCM実現可能性調査（日本工営株式会社）

チリ

- チリにおける鉱業での太陽熱発電導入に関するJCM実現可能性調査（AGC株式会社）

フィリピン

- フィリピンにおける農業残渣を活用したバイオマス発電に関するJCM 実現可能性調査（株式会社クボタ）
- フィリピンにおける無線基地局へのソーラーパネルと蓄電池の設置及び最適電力制御技術に関するJCM実現可能性調査（株式会社NTTドコモ）

ブラジル

- ブラジルにおける民間主導によるバイオマス発電事業に関するJCM実現可能性調査（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所）

2024年度合計：19件（10か国）

- は経済産業省の実現可能性調査
- ★はNEDO実証事業の実証前調査
- ※はNEDOの新規方法論開発

7. 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業



● 我が国の優れた低炭素技術・システムの普及拡大及び地球規模での温室効果ガス削減を目的として、JCMを活用して海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、JCMクレジット化を目指す。実証設計、実証事業及び定量化フォローアップ事業の3つのフェーズから構成される。
公募予告URL：https://www.nedo.go.jp/koubo/AT091_100264.html

●実施形態：委託事業（NEDO負担率100%）

1. 実証設計（旧実証前調査）

[概要] 実証計画の策定、普及の蓋然性、温室効果ガスの排出削減効果及びその定量化手法（JCM方法論等）等について調査し、実証事業の具体的な実施体制や実証事業終了後の低炭素技術・システムの普及可能性等を検討する。

[実施期間] 原則**1年以内**

[実施規模] 原則**50百万円以内**／1件（税込）

2. 実証事業

[概要] 実証技術・システムの導入・運転を行い、また、温室効果ガス排出削減効果の定量化とJCM手続き実施によるJCMクレジット獲得に取り組む。

[実施期間] 原則**3年以内**

[実施規模] 原則**1,000百万円以内**／1件（税込）

3. 定量化フォローアップ事業

[概要] 実証事業終了後、我が国の貢献により着実な温室効果ガス排出削減効果と十分なクレジット発行が見込まれる案件に対して、JCM手続きと当該技術・システムの普及に係る活動を継続する（※本事業における実証設備・システムの操業費用をNEDOは負担しない）

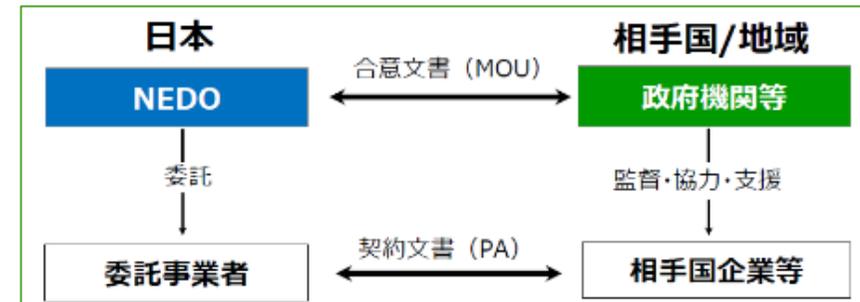
[実施期間] 原則**2年**

[実施規模] 原則**20百万円以内**／1件（税込）

調査対象国

JCMパートナー国（29カ国）
（2025年4月現在）

実施体制



公募期間

2025年3月13日～5月8日



8. 方法論開発事業 (有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査)

- 二国間クレジット制度（JCM）を活用した低炭素技術普及促進事業の拡大に資するため、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する我が国の低炭素技術・システムのうち、「有望かつ方法論が未整備」のものを対象として、JCM方法論の開発と温室効果ガス排出削減量の試算及びそれらの前提となる条件の検討を行う。

公募予告URL：https://www.nedo.go.jp/koubo/AT091_100265.html

対象国

JCMパートナー国（29カ国）（2025年3月現在）の他、新規パートナー国となり得る国・地域も対象とする。

対象技術

エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する技術・システム（※）であり、かつ、我が国が優位性を発揮し、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する「有望かつ方法論が未整備」の低炭素技術・システムを対象とする。

（※例えば、森林由来の二酸化炭素排出削減のみに関する技術は対象外）

事業規模

1件あたり20百万円以内（税込）

事業期間

NEDOが指定する日から原則当年度末まで

公募期間

2025年3月26日～5月8日



9. 定量化支援事業 (JCMクレジット化支援・MRV適用調査)

- JCM合同委員会におけるプロジェクト登録からクレジット発行申請に至るまで、JCMのルールに則り所定の手続きを実施し、我が国のJCMクレジット獲得を支援。
- 具体的には、対象事業の温室効果ガス排出削減効果とMRV手法の確認及び評価、JCM方法論の開発（又は既存の方法論の適用）、JCMプロジェクトサイクルにともなう手続きで必要となるプロジェクト設計書（PDD）の作成、温室効果ガス排出削減量の測定・モニタリング、第三者機関による検証、合同委員会との調整等を実施します。

※令和6年度公募URL：https://www.nedo.go.jp/koubo/AT092_100233.html

対象国	JCMパートナー国（29カ国）（2025年3月現在）		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業を対象とするものであり、かつ、温室効果ガス排出削減効果が定量化し得るものであること。 ・ 事業が日本国政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業を活用しないプロジェクトであること。 ・ エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に関する事業であること。 		
事業規模（予定）	事業期間	公募期間	
100百万円以内／件	4年以内	2025年夏頃（予定）	



10. 農業分野におけるMRV構築のためのアジア開発銀行拠出金



予算	令和7年度当初予算51百万円
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業分野におけるJCM活用推進に向け、ADBを事務局とし、日本国政府、パートナー国政府、関連国際機関等の専門家で構成される有識者委員会を開催。 ● 2025年、水田から排出されるメタン削減に資する間断灌漑（AWD）について、事業性を担保しつつ、国際的に信頼されるMRVの検討を行う。
目的	JCMクレジットにより、農業分野におけるGHGの削減、途上国農家の所得向上、我が国の環境配慮型技術普及を達成。

